

公

告

次のとおり入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行するので、高松市病院事業会計規程（平成 23 年高松市病院局管理規程第 34 号）第 72 条において準用する高松市契約規則（昭和 39 年高松市規則第 36 号）第 6 条の規定により公告します。なお、この公告における用語等及び本件入札についての基本事項については、建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 23 年高松市病院局告示第 5 号・令和 8 年 8 月 1 日改正。以下「定義・基本公告」といいます。）の適用があります。

令和 8 年 8 月 31 日

高松市病院事業管理者 和田 大 助

1	工事名	高松市立みんなの病院附属医療施設大規模改修工事
2	工事場所	高松市塩江町安原上東地内
3	工事の種類	建築一式工事
4	工事の概要	別表のとおり
5	工期	契約締結日から令和 10 年 2 月 28 日まで
6	入札の区分	総合評価 I 型（施工計画（建築）採用）
7	入札に参加することができる者	単体企業又は特定 J V（2 者）
8	予定価格	579,000,000 円（税抜き価格）
9	低入札価格調査基準価格	設定する 事後公表 数値的判断基準についても設定し、契約監理課窓口において事後公表する。
10	支払条件	○前金払（高松市病院事業会計規程第 30 条第 3 項各号に掲げる要件に該当するものは、中間前金払を含む。） ×部分払 ○しゅん工払
11	入札保証金	免除する
12	契約保証金	納付を要する（代替方法有り）
13	入札に参加する者に必要な資格	単体企業
	基本要件	単体企業共通資格
	特定建設業の許可	要
	工事成績の評定に係る資格	過去 2 年間に同業種で 2 件以上有する場合は、その平均が 65 点未満でないこと。
	営業所の所在地要件	市内企業 ※市内営業所の常勤技術者数の条件有り
	業種登録・格付・決定数値	建築一式工事・A 等級（※告示要件有り） ・1,050 点以上

特定 J V (2 者)	元請施工実績		国、地方公共団体等の発注機関の発注した工事のうち、建築一式工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。）の新築、増築、改築又は改修）で、請負金額（消費税及び地方消費税を除く。）が 2 億 8, 9 5 0 万円以上のもの（過去 1 5 年以内のものに限る。）。 ※ J V 実績は、代表者実績に限り可
	配置技術者		法定の専任基準による監理技術者（建築工事業）
	基本要件		特定 J V（2 者）共通資格
	構成員	特定建設業の許可	要
		工事成績の評定に係る資格	過去 2 年間に同業種で 2 件以上有する場合は、その平均が 6 5 点未満でないこと。
	代表者	営業所の所在地要件	市内企業 ※市内営業所の常勤技術者数の条件有り
		業種登録・格付・決定数値	建築一式工事・A 等級（※告示要件有り） ・ 1, 0 5 0 点以上
		元請施工実績	国、地方公共団体等の発注機関の発注した工事のうち、建築一式工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。）の新築、増築、改築又は改修）で、請負金額（消費税及び地方消費税を除く。）が 2 億 8, 9 5 0 万円以上のもの（過去 1 5 年以内のものに限る。）。 ※ J V 実績は、代表者実績に限り可
		配置技術者	法定の専任基準による監理技術者（建築工事業）
	構成員（代表者を除く）	営業所の所在地要件	市内企業
		業種登録・格付	建築一式工事・A 等級（※告示要件有り）
		特定 J V の構成員（代表者を除く。）に求める元請施工実績	国、地方公共団体等の発注機関の発注した工事のうち、建築一式工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。）の新築、増築、改築又は改修）で、請負金額（消費税及び地方消費税を除く。）が次のいずれかに該当するもの（過去 1 5 年以内のものに限る。） (1) 単体企業又は共同企業体の代表者としての施工実績 請負金額が 9, 6 5 0 万円（共同企業体の代表者にあつては、その出資比率相当分を請負金額とみなす。）以上 (2) 共同企業体の構成員（代表者を除く。）としての施工実績 出資比率が 1 5 パーセント以上であり、かつ、当該共同企業体の請負金額が 2 億 8, 9 5 0 万円以上

1 4 設計 図書等の 閲覧及び 交付等	設計図書等の閲覧を することができる期間	令和8年8月31日から同年9月30日まで（休 日を除く。）
	設計図書等の電子入札 システム利用による閲 覧及びダウンロードの 期間	令和8年8月31日から同年9月30日午後5時 までのかがわ電子入札システム稼働時間中
	設計図書等についての 質問事項を記載した書 面の電子入札システム 利用による提出期間	令和8年8月31日から同年9月14日午後4時 までのかがわ電子入札システム稼働時間中（紙で の提出の場合は別途）
	提出された質問及びこ れに対する回答を記載 した書面の電子入札シ ステム利用による閲覧 及びダウンロードの期 間	令和8年9月17日から同月30日午後5時まで のかがわ電子入札システム稼働時間中（初日に限 り、午後1時までに閲覧開始）
1 5 入札 書等の提 出	入札書の提出期間	令和8年9月25日から同月30日午後5時まで のかがわ電子入札システム稼働時間中（紙入札で の参加の場合は別途）
	入札（開札）日	令和8年10月5日
	入札書に添付する提出 書類	【必須】提出がない場合は入札が無効となる。 ・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資 料・配置予定技術者確認資料）（様式第1号） ・発注工種雇用技術者確認資料（様式第2号） ----- 【任意（総合評価において当該評価を受けようと する場合に、提出要）】提出がない場合は当該項 目につき評価しない。 ・技術提案書（様式1号） ・施工計画書（様式2－1号） ・施工実績・技術者申告書（様式2－2号）（評 価を受けるために必要な添付書類を含む。） ・「災害時の活動体制」申告書（様式2－3号） （評価を受けるために必要な添付書類を含 む。） ・加入等証明書（締結団体等用）（様式2－5 号） ・加入等証明書（連携団体等用）（様式2－6 号） ・「登録基幹技能者の活用」申告書（様式2－9 号）

	落札候補者の提出書類	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・発注工種雇用技術者審査用書類（資格関係） ・発注工種雇用技術者審査用書類（雇用関係） ・発注工種雇用技術者審査用書類（住所要件関係 ※提出を要しない場合がある） ・市・県民税特別徴収対象職員照会同意書 ・営業証明書 ※該当の場合のみ ・委任状（営業所への委任）※該当の場合のみ（特定JVの場合は、さらに次の書類の提出が必要） ・協定書の写し ・委任状（JV代表者への委任） ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の写し
1 6	入札参加資格の事前確認の日	令和8年10月1日
1 7	落札候補者決定予定日	令和8年10月9日
1 8	契約の締結	市議会の議決を要しない
1 9	建設リサイクル法	対象工事
2 0	補則	(1) 本案件で評価する「登録基幹技能者」の職種については、「登録電気工事基幹技能者」、「登録コンクリート圧送基幹技能者」、「登録防水基幹技能者」、「登録建設塗装基幹技能者」、「登録左官基幹技能者」、「登録鉄筋基幹技能者」、「登録型枠基幹技能者」、「登録配管基幹技能者」、「登録鳶・土工基幹技能者」、「登録内装仕上工事基幹技能者」、「登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者」、「登録建築板金基幹技能者」、「登録外壁仕上基幹技能者」、「登録保温保冷基幹技能者」、「登録冷凍空調基幹技能者」、「登録タイル張り基幹技能者」、「登録建築大工基幹技能者」、「登録硝子工事基幹技能者」、「登録ウレタン断熱基幹技能者」、「登録解体基幹技能者」又は「登録あと施工アンカー基幹技能者」のいずれか1職種とする。 (2) 施設利用者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。 (3) 契約工期の2週間前までに現場作業を完了すること。 (4) 本工事は、高松市週休2日モデル工事実施要領に定める週休2日モデル工事（発注者指定型）である。

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

- 2 「13 入札に参加する者に必要な資格」の項の「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと。」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の29業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。）を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。
- 3 「13 入札に参加する者に必要な資格」の項の「営業所の所在地要件」の細項目において「※市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とは、本件入札に参加しようとする者は、定義・基本公告の12（6）ウに定める市内許可営業所の常勤技術者数に係る要件を満たす者でなければならないことをいう。この場合において、定義・基本公告12（6）ウ（ア）から（ウ）までの規定により指定する技術者数は次のとおりとする。
- （1）継続雇用2年以上かつ県内居住3か月以上の技術者数（定義・基本公告12（6）ウ（ア）） 3人
- （2）直近2年度における特別徴収通知書登載技術者数（定義・基本公告12（6）ウ（イ）） 1人
- （3）監理技術者数（定義・基本公告12（6）ウ（ウ）） 1人
- 4 「13 入札に参加する者に必要な資格」の項の「業種登録・格付・決定数値」及び「業種登録・格付」の細項目において「※告示要件有り」とは、建設工事に係る令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和6年高松市病院局告示第1号）別表備考2（2）の規定により、入札参加資格申請の審査に当たり、同告示に定める建築一式工事に係る市内在住1級技術職員を保有している企業であることを市で確認している者に限ることをいう。
- 5 特定JVで入札に参加するときは、その代表構成員の代表者が取得し、その代表構成員が単体企業用として電子入札システムに登録した電子証明書（ICカード）を使用して、電子入札を行うこと。この場合、入札参加申請の入力の際には、JV参加である旨及びJVの名称を入力しなければならない。
- 6 積算に当たっては、設計書表紙の「単価適用」、「設計書作成」等を確認すること。
- 7 高松市病院局工事請負契約約款第21条第1項の規定により、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができるので、監督員に申し出ること。
- 8 高松市病院局工事請負契約約款第25条において、全体スライド、単品スライド及びインプレススライドに関する規定を設けているので、要件に適合する場合は、これらの制度を活用すること。

別表（工事の概要）

建築一式工事

- （１）本体改修工事 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上３階建
延べ面積 1, 166.21㎡ 一式
- （２）外構整備工事 一式
- （３）電気設備 一式
- （４）機械設備 一式

（注意）定義・基本公告について

定義・基本公告中 12（17）ア（エ）の規定により、本件入札において、各構成員は別途単体企業として応募することができず、かつ、2 以上の特定 J V の構成員となることはできません。